

《書評》

野本禎司 『近世旗本領主支配と家臣団』

東京：吉川弘文館、2021年、373頁

岩城 卓二*

NOMOTO Teiji, *Feudal Lordship and Retainers of Hatamoto in Early Modern Japan*, Tokyo: Yoshikawakobunkan, 2021, 373p.

IWAKI Takuji

1. はじめに

本書は、旗本家の研究を精力的に進めてきた野本禎司氏のはじめての論文集である。

旗本家は、将軍の直臣として江戸幕府の軍事・行政を支え、18世紀以降の家数はおおむね5,000を超えるが、著者によると、旗本家のまとまった史料は極めて少なく、幕府官僚、将軍直轄軍の構成員、知行所を支配する領主といった個々の側面に焦点を当てた研究はあるものの、それらを統合した旗本論は提示されてこなかった。

そこで本書では、1,000石台・両番(書院番組・小姓組)筋の旗本家を分析対象の中心に、「近世領主」である旗本家が幕府官僚職として「役」を遂行することと、領主として知行所の支配を行うことが両立できた構造の解明を目指した。そのためになすべきこととして、家臣団と中間支配機構に着目して領主支配実現のメカニズムと、関東の旗本知行所における「身分的中間層」の存在形態の解明をあげており、後者を通じて江戸周辺地域像を提示することも課題になっている。

1,000石台・両番筋の旗本家を分析対象としたのは、幕末期の1,000石台旗本家400余の内、祖父・父の就任職、当主本人の役職履歴、知行所の配置状況がわかるのは266家で、この内242家が両番筋に属する家筋であり、使番・目付に昇進する者がいること、大半の家が地方知行で、旗本家の知行所が集中する関東に知行所を持つことから、上述の課題に応えるのに適している、

*京都大学人文科学研究所

『東北アジア研究』27号(2023年)、107-115頁、doi: <http://doi.org/10.50974/00136711>

© 2023 IWAKI Takuji

本著作物は、特に記載がない限り、クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際 (CC BY 4.0) ライセンスの下で提供されています。 <https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>



と著者が考えたからである。また、これまでの旗本家の知行所支配の研究が5,000を超える旗本家を一括して捉え、「旗本の知行所支配とは」を論じてきたことに対して著者は違和感を持っており、旗本家の階層をふまえた知行所支配の研究が必要だと考えたことも、分析対象を絞った理由である。

さて、本書の構成は以下の通りである。

序章 旗本知行研究の課題と本書の分析視角

第1部 近世国家における旗本知行

第1章 旗本拝借金制度の構造と展開——幕府官僚制と旗本知行保障——

第2章 天保期旗本家の知行所支配の変質と「在役」

第3章 旗本家の知行所支配行政の実現と「在役」

第4章 幕末期の旗本家の「役」と家政改革

第5章 安政期における旗本家の家政改革

第2部 旗本家家臣団の再生産構造

第1章 近世後期旗本家家臣団の編成原理

第2章 近世後期旗本家用人の就任過程——江戸-周辺地域論の視座から——

第3章 大坂目付役遂行時の旗本家の家臣団編成と勝手元締役

第4章 近世後期旗本家家臣の存在形態——1,000石台旗本家を中心に——

終章 本書の総括と展望——近世旗本領主論と江戸周辺地域の社会像——

2. 各章の要旨

まずは各章の要旨を述べていこう。

第1部の各章では、旗本家が幕府官僚職を遂行するための基盤として知行所が機能していたことを明らかにし、近世後期以降におけるその構造的特質の検討を目指した。

第1章「旗本拝借金制度の構造と展開」では、幕府が旗本家に対して行った金融政策である拝借金制度の構造と特質を論じる。

著者によると、17世紀にも旗本拝借金は実施されているが、大名拝借金制度と同様、家禄に対応して拝借金額が決まり、10ヵ年賦返済という貸与制度の原則が確立するのは享保改革期以降であった。ただし、貸与・返済の手続きは形式的で、すべての旗本家に実施されるバラマキ型であった。しかし、宝暦期以降は、対象者を1,000石以下の幕府官僚就任者に制限するという基準が導入されるようになった。さらに享保期にも「御役」に就いていないことを理由に拝借金を受け取れなかった旗本家がいること、遠国役に就任した際は形式的な手続きで「引越拝借金」が貸与されたことを明らかにした著者は、拝借金は旗本家に対して幕府官僚職に就いていれば、その貸与の恩恵に与ることができるという意識を醸成させる制度であったと位置付ける。そして旗

本知行は官僚職に就いていることで保障されるものであり、幕府の旗本政策において 1,000 石以上、以下が重要な基準になったことに注目する必要性を説く。

第 2 章「天保期旗本家の知行所支配の変質と「在役」」では、1,500 石牧野家の武蔵国内知行所を例に、天保期における知行所支配の変質について検討する。

牧野家が知行所支配の要として設置した「在役」は、知行所下川田村の岩田家が務めていた。「在役」岩田家は公儀を頂点とした「権威による支配」を進めていたが、天保 12(1841)年に知行所村からの訴訟が発端となり、「在役」を罷免される。岩田家は天保 15 年に名主、嘉永 2(1849)年には「在役」に復帰するが、そこでは「知行所との合意」を重視した支配が求められるようになった。

第 3 章「旗本家の知行所支配行政の実現と「在役」」では、「在役」を中心とした牧野家の知行所支配の実態を解明した。

天保 5 年頃から明治維新まで存在した「在役」は、牧野家知行所 6 ヶ村のうち江戸屋敷から近く、年貢廻米役を担い、菩提所・位牌所が置かれる特別な地域である 3 ヶ村に設置されていた「郷役」を起源とする。「在役」は岩田家が独占していたわけではなく、中分村の矢部家も務め、弘化 5(1848)年以降の矢部家は中小姓格という牧野家家臣団の構成員となった。この矢部家の時代、「在役」の居宅である「在方役所」が知行所支配の中心となり、文書行政が確立することで知行所支配の合理化・効率化が進んだ。つまり江戸屋敷・用人－「在役」・在方役所－知行所村・村役人という支配系統が確立したということである。そして「在役」がいることで、幕末期の知行所村は領主牧野家に対して家臣団削減を要求できたとする。

第 4 章「幕末期の旗本家の「役」と家政改革」では、異国船来航以降に課されるようになった「役」負担が、知行所に与えた影響と、牧野家 7 代成名の「役」の認識を解明した。

幕府官僚職就任時や「役」遂行にあたり旗本家は高 100 石につき金 3 両を「定法」として知行所に賦課できたが、幕末になって新たに海防役が加わると、知行所の負担は増大し、牧野家の知行所は不穏な状況に立ち至った。そこで牧野家当主成名は財政窮乏と不穏な知行所の現状を打開して「役」を遂行するため、安政 5(1858)年に儉約・積金仕法・献策の募集を柱とする家政改革を実施した。この家政改革は成名が「実意」を示し、「知行所との合意」をもとに進められた。

第 5 章「安政期における旗本家の家政改革」では、番方旗本である 1,500 石藤沢家を例に、海防役遂行の実態と、海防役が知行所に与える影響の検討を通じて、第 4 章の牧野家のような「知行所との合意」のもとに実施された家政改革の実態を明らかにした。

嘉永 7(1854)年に浜御庭警衛を命じられた藤沢家がそれを果たすことができたのは、知行所民が務める「代官割元」が知行所 9 ヶ村の「合議」による運営体制と連携しながら夫人の取締など「軍用」を担ったからである。そして、海防役の遂行によって旗本家財政が悪化すると、「代官割元」が主導する財政改革が実施されるというように、「代官割元」は知行所支配の中間支配機構として位置付いていった。藤沢家 7 代次懐が海防役のために嵩む借金と、今後の軍役遂行のために認められた安政 5(1858)年の「書付」には領地・領民は將軍からの預りものであるという「預治論」を読み取ることができることから、旗本家にとっての安政期とは「近世領主」としての自身の位置を

確認した時期であった、と著者は評価する。

第2部の各章では、1,000石台旗本家家臣団の再生産構造の解明を目指した。

第1章「近世後期旗本家家臣団の編成原理」では、1,300石旗本三嶋家を事例に、近世後期における旗本家家臣団の再生産構造を明らかにした。三嶋家の家臣団は用人1名、給人1名、中小姓2名が基本構成であったが、18世紀中頃から流動化していた。財務を担当する用人の採用が重視されたが、採用にあたっては旗本家の近隣居住者・親戚関係・文化活動を通じて知り合った旗本とその家臣など日常における交際者の斡旋・保障が重んじられた。適任者がいない場合は親戚旗本家の家臣による「介勤」で凌いだり、そういう事態になっても家政管理・知行所支配が円滑に進むように文書行政が確立していた。

第2章「近世後期旗本家用人の就任過程」では、知行所民が旗本家の用人となり、家政運営を担うことにはどのような意味があったのかについて、1,300石旗本三嶋家を例に解明し、江戸－周辺地域論の提示を目指した。

文政13(1830)年、三嶋家では知行所3地域から1名ずつが江戸屋敷に交代で詰め、「御賄・御手先御用」を務める勤番体制が成立する。勤番は3ヵ月交替で、金子調達、賄金管理、三嶋家の家政運営に関与する親戚旗本新見家との折衝などの「御賄御用」と、三嶋家当主の供である「御先手御用」を務めた。この勤番を務めた知行所四軒在家村名主松原権右衛門は、天保3年に用人となり、就任直後に三嶋家の支出、知行所13ヵ村の収納高、知行所過納金を調査し、過納金を各知行所の生産高に即して配分し、平準化をはかった。さらに天保7年より三嶋家に儉約を求める家政改革に着手し、私的交際費を削減させ、「役」遂行のための支出への限定へと、旗本家の支出を縮小させていった。

第3章「大坂目付役遂行時の旗本家の家臣団編成と勝手元締役」では、天保11年7月から1年間、大坂目付役を務めた850石旗本春日家が、務めを遂行するために実施した家臣団編成と、勝手元締役を担った知行所村名主の江戸帰府後の動向を検討する。

春日家の平時の家臣団は3～4名程度であり、この内1名が財政管理担当者として大坂に同行し、新たに用人3名、中小姓4名が新規に召し抱えられた。この7名は、大坂目付役を遂行するためだけに必要であり、帰府後、全員が解雇された。在坂家臣の内、重要な役割を果たしたのが財務を管理する勝手元締役で、これを務めていた家臣が病気のため帰府すると、天保12年2月からは知行所6ヵ村の名主平川喜伝次が勝手元締役として一時的に武士身分になって在坂した。平川喜伝次は在役中に武士社会を強く意識するようになり、帰村し名主に復帰してからも嫡子に武士を意識させる教育をはじめ、屋敷に居宅門を建造するなど武士身分かのように振る舞った。

第4章「近世後期旗本家家臣の存在形態——1,000石旗本家を中心に——」では、1,000石台旗本家を中心に、流動化していた旗本家家臣団の再生産と、知行所の上層百姓が家臣団に組み込まれていく実態を明らかにした。

用人は旗本家の家政・知行所支配で重要な役割を果たしたが、1,000石台以下の旗本家が抱える用人数は1,2名であり、役高3,000石の役職に就任するにはそれに見合う用人数(3,4人)

を増員する必要があった。500石代の旗本家が役高3,000石の官僚職に就任した場合は、家臣団はさらに激しく流動化した。平時からこれに見合う家臣団を抱えている2~3,000石以上の旗本家はそれまでの家臣団で役職を遂行した。こうした全体的傾向を押さえた上で、1,000石・高家の前田家を事例に平時における旗本家家臣団の存在形態を明らかにし、さらに江戸周辺には江戸屋敷と旗本家知行所である居村を往復する「通勤する武士」＝「身分的中間層」がいたことを明らかにした。

そして、これらの検討をふまえ旗本家家臣団は(α)幕府官僚に就任した際に抱えられる用人、(β)家政・知行所支配を支える用人、(γ)当主の身边を世話する中小姓層で構成され、(α)は「渡り用人」として江戸に滞留して旗本の「共同財産」になっていたこと、(β)は多くの旗本家で知行所村役人層が用人になって旗本家から苗字帯刀を許され、江戸屋敷において家政運営にも携わるために、居村と江戸を往復するという「身分的中間層」であった、と結論づけた。

終章では、以上の成果を、(a)地方知行の旗本家が幕府官僚職遂行にあたり知行所に対して金3両を賦課できた「定法」をはじめ幕府による知行保障の実態、(b)知行保障に関わる旗本拝借金制度の成立と展開、(c)安政の家政改革、(d)旗本家家臣団の再生産構造、(e)旗本家領主支配の実現メカニズムという大きくは五つの観点から整理し、近世旗本領主論の展望を述べる。なお、(a)~(e)は、論点整理のため評者が付けたものである。

3. 本書の成果と課題

不勉強をさらけ出すことになるが、旗本の知行所支配研究では近世の領主論で共有されている仁政的支配、あるいは領民との合意にもとづく支配という視角が欠如したままであり、旗本家は単なる年貢徴収者にすぎないという「旗本知行形骸化論」や、「取り逃げ」の「植民地的支配」という1990年代までに提示された見解で立ち止まっているという著者の研究史整理に、評者はたいへん驚かされた。本書を評するにあたって自治体史も含めて旗本知行所支配の研究史を振り返ることはできなかったが、著者の主張通りであれば、それは近世領主論の視角から旗本家の知行所支配を検討したままとった成果がなかったということになり、長い空白期を埋めた本書の意義はまことに大きいということになる。

そして知行所支配の研究だけに特化することなく、將軍の直臣として幕府官僚職を遂行する側面と、領主として知行所の支配を行う側面を連関させて「近世領主」旗本論の構築を目指すという視角は今後の旗本家知行所支配研究において議論を呼ぶ問題提起になろう。また旗本の階層に留意した旗本知行所支配研究という視角は、今後の研究で共有されるべきだと、評者は考える。

明らかにされた事実では、評者はとくに家臣団の流動化の分析を評価したい。誤記がある史料であっても『武鑑』から旗本家家臣団の全体的傾向をおさえた点と、個別旗本家家臣団の分析も加えて、旗本家の家政・知行所支配に重要な役割を果たした用人を位置付けたことは特筆すべき成果であろう。

他にも、享保8(1723)年に足高の制が導入されると、足高を得ている場合は家禄と足高の総高を基準に拝借金を受け取りながら、その後、足高が返上されると、返済は家禄の石高基準でよかったこと、後述する地方知行から蔵米取りへの変更を願い出られる条件、遠国役就任時の引越拝借金など、いくつもの重要な事実が明らかにされている。

こうした全体の評価をふまえ、以下、終章で著者が整理した本書の成果にもとづいて、論点ごとに評価・疑問点を述べていきたい。

まずは(a)旗本家が「役」遂行にあたり知行所に対して金3両を賦課したことについて。

著者は、これは知行所民も承知する「定法」であったというが、その根拠とする第1部第4章の史料2(139～141頁)は、知行所村が100石につき金3両の上納を承知した請書であり、承知するまでの経緯が不明なので「定法」であったかは不明である。また終章(350頁)で取りあげる旗本日比野家知行所の訴願書について、著者は知行所が初めての在番での金3両の上納に応じたことを「定法」の根拠とするが、2回目以降を拒否しているのであれば「定法」とはいえないであろう。たしかに著者が指摘するように『地方判例録』には「高百石に金三両充を取立る定法」と記されているし、評者が知る200石旗本鈴木家の摂津国の知行所村も「御在番ニ付、先例之通夫金六両」の上納に応じているので[関西大学図書館(編)1982:335]、100石につき金3両賦課が知行所民に「定法」として認識されていた可能性は高いが、本書の重要な論点に関わることなので、慎重な論証が必要のように思われた。

「幕府による旗本知行の保障」に関わる事実という点で、評者は、地方知行の旗本家の蔵米取への変更は知行所が出羽・陸奥・信濃・越後・越前の5ヵ国内にあり、幕府官僚職に就任していたことが条件であったという事実の発見を評価したい(第1部第1章)。ただ、地方知行から蔵米取への変更は、著者が乗り越えようとした「取り逃げ」の「植民地的支配」という評価にも関わる事実であり、知行所側が旗本家側の変更願をどのように受け取ったのかについて位置付けることが必要だと思われる。

(b)旗本拝借金制度の成立と展開も(第1部第1章)、「知行保障」という論点と関わる。

幕府による無利足貸付である旗本拝借金の確立と展開、とりわけ宝暦期以降に1,000石以下という貸与の対象基準が設けられることがあったことを明らかにした点は重要な成果といえるが、著者が制度の確立期と位置付ける享保改革期および吉宗大御所時代の35年間に25回実施された拝借金は、宝暦期以降、大政奉還までの150年余では11回しか実施されていない。しかも文化3(1806)年の次は弘化3(1846)年と、40年も実施されていないことがある。幕府はどの程度の規模で「領知損毛」・「類焼」が発生すれば拝借金を実施したのであろうか。宝暦期以降も「万石以下」という基準は用いられているので、「制度」として位置付けるには、「1,000石以下勤士」と「万石以下」という基準が使い分けられたことの意味と、実施に至るまでの幕府内での議論の過程を明らかにしていく必要がある。

著者は、幕府は旗本家に対する救済政策の方針を拝借金から貸付金へとシフトさせていったとするが、であれば貸付金政策の確立・展開と関連付けながら、拝借金を位置付ける必要がある。

そして、拝借金が1,000石以下の幕府官僚職に限定された場合、同等の「領知損毛」・「類焼」であっても無役の旗本家は救済対象外になってしまう。幕府官僚職の遂行に果たす知行所の役割という著者の視点を評価しつつ、18世紀後半以降、5,000余を数える旗本家において常に一定数はいたであろう地方知行の無役旗本家の存在が、著者の視点から落ちてしまっている。無役であっても近世領主ではあるので、彼らに対する幕府の「知行保障」の有無を問うことも必要となろう。それは無役の旗本を著者がいう「近世領主」旗本論に回収するということであるし、幕府官僚職として「役」を遂行することと、領主として知行所の支配を行うことが両立できた構造の解明という著者の視点・方法論の妥当性に関わる課題だと、評者は考える。

拝借金に着目したことを評価するが故になのであるが、享保期にも無役の旗本村上市正家が拝借金貸与外になり、それが周知されたことを根拠に、享保期の拝借金にも「官僚職の円滑な遂行」のための施策という考え方があったという著者の主張はやや強引に思われた。『御触書寛保集成』に村上市正が「御目見ニ罷出候儀相願候年数ニも及不申候付、拝借之儀難成事」になり、「右之類願出候節之為心得、申達置」になったと記されていることは、『寛政重修諸家譜』によると、同人が「その職(禁裏附*評者注)にかなはざる事あるにより小普請に貶され、出仕をとゞめらる」という状況だったからであり、『御触書寛保集成』の「類」とは、無役全般ではなく、こういう事情を抱えた旗本家のことではなかろうか。

著者によると、1,000石台の旗本家の知行所支配は以下のように展開する。すなわち、天保期に「権威による支配」が動揺し、「役」の遂行と知行所支配を両立させるため中間支配機構を再編し、それに依存する「知行所村との合意を重視した支配」へと方針を転換したことで知行所支配は安定化した。しかし安政期には、ペリー来航以降の海防・軍役の増大によって両立の危機が深刻化したため「仁政的支配」に基づいた家政改革を実施する者が出現したという。旗本家が「取り逃げ」の「植民地的支配」から「仁政的支配」を行う主体としての自己変革を遂げたのが安政期の家政改革であり、そこには「実意」の支配、あるいは「預治論」がみられるというのが、著者が旗本家領主支配の転換点として評価する(c)安政の家政改革論の内容である。そして両立を図る上で、重要な役割を担ったのが中間支配機構としての「在役」であったという。

明らかにした事実から歴史的展開を導こうとする著者の姿勢は評価したいが、「権威による支配」や「知行所村との合意を重視した支配」の内実をもう少し丁寧に論証する必要がある。たとえば「権威による支配」の根拠とする第1部第2章の史料3(70~71頁)は、それ以前の「郷役」時代には「合意による支配」であったものが、天保期になって「権威強き」在役によって混乱したとも読める。また罷免された「在役」は再任後、苗字帯刀を許されている。「在役」は常に「権威」を保持しているのであって、そうした「在役」と村役人の「合意」とはいかなるものなのかが問われねばなるまい。第1部第3章では「在役」の役割が述べられているが、万延元(1860)年の年貢減免は、百姓代たちが「在役」に願い出、それを「在役」は「精々申論候得共、不得止申出、全相違も無御座候」との判断で牧野家地頭所に年貢減免を願い出たということがわかる(史料3・106~107頁)。この「申論」という行為に「権威による支配」、あるいは「合意による支配」の内実を問

う手がかりがあるのではなからうか。

牧野家は財政窮乏と不穏な知行所の状況を打開し、「役」を遂行するため安政5年に儉約・積金仕法・献策の募集を柱とする家政改革を実施するが、その施策遂行に当たって牧野家当主は「実意」を示し、知行所との合意を図ったとする(第1部第4章)。旗本家当主が示した「実意」を、知行所民に申し論し、納得させるのが「在役」の役割であり、これなども安政の家政改革と「合意による支配」の内実に迫る手がかりになるように思われた。

(d)旗本家家臣団の再生産構造は、第2部全4章の成果である。各章の要旨で述べた事実の一つ一つが重要な発見であり、とくに家臣団全般が流動化しつつも、用人層と給人・中小姓層では流動化の質が異なることや、流動化する旗本家家臣の住居として江戸旗本屋敷の長屋が機能していたことなどの事実は、旗本家家臣団研究の進展に大きく寄与したと考えるが、今後、論証を深めていく必要があると思われる点を指摘しておきたい。

1,000石代旗本家の「役」遂行・家政・知行所支配の中核となる用人は、「役」を課されていないときには1名程度しか抱えられていなかったが、役高3,000石の役職に就任すると、2,3名の用人を抱え入れ、離職すると解雇された。1,000石台旗本家は「役」遂行時だけ合理的な家臣団を編成したというのが著者の位置付けであるが、同時に著者は3,000石台旗本家の場合、それまでに抱えていた家臣だけで「役」の遂行に対応したという重要な事実を指摘している。だとすると、「役」の遂行に関わる用人の能力とはいかなるものだったのであろうか。3,000石台旗本家のように、家臣団再編成の必要がない旗本家からみれば、1,000石台旗本家の用人の増減とは「役」の遂行に必要な能力を求めたのではなく、単なる人不足への対応という理解もできてしまう。今後、論証を深めていく必要があろう。

(e)は、従来、旗本家の領主支配は十分な地方支配機構を持たないとされてきたことの修正を求める成果で、領主支配実現の実質的部分を担う中間支配機構(「在役」等)の出現は18世紀半ば以降であり、それは家臣団の流動化と連関しているという指摘は重要である。ただ、旗本家知行所支配の在り地代官の存在形態を精緻に明らかにした[熊谷2013]に比べると、「在役」の存在形態や村政運営の分析が弱いと感じられた。村・地域社会における「在役」の丁寧な位置付けは「権威による支配」から「合意による支配」、安政の家政改革の議論を深化させるうえでも必要な作業となろう。

この点と関わって江戸屋敷と知行所を往復する「通勤する武士」の指摘は江戸周辺地域を位置付ける上でたいへん興味深い事実である。また、第2部第3章で、旗本春日家が太坂目付在役中に重視したのは財政管理担当者であり、当初は就任以前から抱えていた家臣が務め、同人が帰府すると、財務管理能力に優れた知行所の名主が武士身分として勝手元締役に就き、財務を担ったことを明らかにしたことも重要である。その名主が在役中に武士意識を醸成させ、帰村後、嫡子に在役中に作成した書類を書写させたり、居宅門を構えたことも興味深い事実なので、今後、村・地域社会にとって名主が用人を務めることや、「通勤する武士」が出現したことの政治的・社会的意味を明らかにしていく必要があろう。

4. おわりに

論証された事実と、それにもとづいて展開される「権威による支配」、「合意にもとづく支配」のような抽象的議論との間に距離があると評者は考えるし、「官僚」か「領主」かのどちらかで旗本を位置付ける議論、あるいはすべての階層の旗本を一括して捉える議論を止揚し、「官僚」と「領主」を両立させるための旗本家の内部構造を具体的に明らかにすることを目指すという著者の視点の妥当性を論じる前に、個別実証レベルで気になる点や課題が散見された。本書の刊行によって近世国家および近世領主研究において、旗本家研究の検討が不可欠なテーマとして再認識されることになろうが、実証の疑問点と、課題を述べることに紙幅を割いたのは、方法論・視点の妥当性は共有できる事実の提示をふまえて評価されるべきと考えるからである。

引用文献

関西大学図書館(編)

1982 『江戸書状 その2』(関西大学図書館資料シリーズ第2輯)、吹田: 関西大学図書館。
熊谷光子

2013 『畿内・近国の旗本知行と在地代官』大阪: 清文堂。

